

# 消費生活センターだより

2017年 16号

皆さん、こんにちは。

落ち葉が風に舞う季節になりました。

日に日に寒さが厳しくなっていますので、体調にはお気を付けくださいね。

さて、今回は【ハガキによる架空請求】についてです。

ハガキによる架空請求は平成 16 年ころに多く、その後はインターネット、携帯電話（スマホ）などを利用したものがより多くなっていました。

ところが今年の3月ころからハガキをつかった架空請求の相談も急増しています。

『民事訴訟管理センター』を名乗り、総合消費料金未納分訴訟最終通知書と題したハガキに訴訟番号や訴状の最終取り下げ日時が記載され、総合消費料金について契約会社、運営会社から民事訴訟として訴状が提出されました。訴状の最終取り下げ日時までに連絡のない場合は裁判後に給料、不動産の差押えを行います。という内容です。

（実際に届いたハガキのコピーが裏面にあります。）

この場合、具体的な請求内容、請求金額などは記載せず訴訟になると不安をあまり相談窓口  
に連絡をさせ高額な請求をしてきます。

このようなハガキがきても身に覚えがなければ慌てて連絡しないようにしましょう。

連絡をすることで、個人情報を提供することになり高額な請求をされたり新たな架空請求につながります。

身近に相談できる人がいるときには相談してみましょう。

どうしたらいいのか不安、判断がつかないなどお困りのときは、消費生活センターに連絡してください。



『ひとりで悩まずに、まずは相談を！』

消費生活に関するご相談は下記の連絡先までお願い致します。

中標津町消費生活センター（役場生活課内）

電話 0153-73-3111（内線222）

受付時間 10:00 ~ 16:00 ※土・日・祝日はお休みです